

今月から「養子縁組による相続対策」をシリーズで解説しています。今回は、養子縁組に関する判例・裁決等について紹介します。

養子縁組に関する判例・裁決等については、以下のようなものがあります。

1. 節税目的養子縁組の有効性

① 平成12年7月14日決定：東京高裁

未成年者とその祖父母との養子縁組が相続税の負担を軽減させる目的でされた無効なものであるとして、養親である祖父の死亡に伴う遺産分割につき、同祖母から申し立てられた特別代理人選任の申立てを却下した原審判に対する即時抗告において、原審判を取り消して特別代理人を選任した事例で、「養子縁組が相続税の負担を軽減する目的で行われたとしても、直ちにそのような養子縁組が無効となるものではない。養子縁組が養親子関係を設定する効果意思を欠くものであるとはいえず、本件養子縁組をもって無効であるということとはできない」と判示しました。

② 平成29年1月31日判決：最高裁

「相続税対策で孫と結んだ養子縁組は有効かどうか」が争われた訴訟の上告審判決で、最高裁は平成29年1月31日、「節税目的の養子縁組でも直ちに無効とはいえない」との判断を示しました。男性は亡くなる前年、当時1歳だった長男の息子である孫と縁組をしたことで、男性の法定相続人は長男と娘2人の3人だったが、孫との縁組が有効なら4人となり、男性の死後、娘2人が「縁組は無効」と提訴した事件です。今回の訴訟では男性に縁組の意思があったかが争点となり、一審・東京家裁は、男性本人が縁組届を作成したとして有効と認定。二審・東京高裁は「税理士が勧めた相続税対策にすぎず、男性は孫との間に真実の親子関係を創設する意思はなかった」として無効と判断し孫側が上告していました。

最高裁の第3小法廷は「節税の動機と縁組の意思は併存し得る」と指摘し、縁組の意思があれば節税目的の養子縁組を認める初の判断を示したうえで、「男性に縁組の意思がないとはいえない」として孫との縁組は有効と結論づけました。

2. 遺留分を減少させることのみを目的とする養子縁組の有効性（昭和57年2月22日判決：東京高裁）

長男が自分の父の財産につき弟妹の将来の相続分ないし遺留分の割合を減少させる方便として計画し、父と長男の妻、長男の長男及びその妻の3名が同時に養子縁組するなどの事情がある場合に、当事者間に養子縁組をする意思がないとして、縁組無効を認めた事例

本件縁組等の届出がなされた当時、正太郎及びその家族と、正太郎の弟妹及びその家族との間には、かなり激しい感情的な軋轢ないし対立があり、正五郎の財産の承継等をめぐる紛争がすでに現実化していたこと、本件縁組等は、正五郎の長男正太郎の妻である被控訴人並びに正太郎夫妻の長男である正英及び同人の妻である加代子の三名を同時に正五郎の養子としようとするものであるが、右届出当時、正五郎と右三名の間には、法律上の親子関係を形成しなければならない特段の必要性はなく、むしろ、右届出は、右のような親族間の軋轢ないし対立関係のもとにおいて、専ら正五郎の遺産に対する正太郎の弟妹の相続分ないし遺留分の割合を減少させようという、養子制度の本質からみて極めて特異な目的でなされたものであることから、本件縁組は、民法第802条第1号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に該当し、無効であるといわざるをえない。

3. 養子縁組無効判決（平成21年5月15日判決：大阪高裁）

民法802条1号にいう「縁組をする意思」（縁組意思）とは、真に社会通念上親子であると認められる関係の設定を欲する意思をいい、当事者間に財産的な関係以外に親子として人間関係を築く意思が全くなく、純粋に財産的な法律関係を作出することのみを目的とする場合には、縁組意思があるということとはできない。

4. 養子縁組の離縁（娘の婿を養子縁組→娘夫婦離婚→義父母との養子縁組の解消：昭和46年5月21日判決最高裁）

婿入りした婿養子が、婚姻・養子縁組後まもなく養父母及びその娘である妻との間に不和を生じ、一旦養家を出たのち、養親や妻を相手取って離婚及び離縁等の請求を行った事案で、婚姻関係並びに養親子関係の回復は望めないとして離婚と離縁を認めました。

（文責：山本和義）